

●香川県広域水道企業団告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、香川県広域水道企業団の業務に係る水道料金等の収納事務の一部を取扱う指定代理納付者を指定したので、香川県広域水道企業団会計規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第13号）第28条第3項の規定により告示する。

平成30年6月5日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

指定代理納付者に納付させる収入の種類	指定代理納付者の指定を受ける者の名称	指定代理納付者の指定を受ける者の所在地	指定代理納付者が取扱うクレジットカードブランドの名称	委託期間
高松事務所に係る水道料金及び高松市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	<ul style="list-style-type: none"> ・ビザ ・マスターカード ・ジェーシービー ・アメリカンエクスプレス ・ダイナースクラブ 	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
丸亀事務所に係る水道料金及び丸亀市から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等	株式会社西日本ジェーシービーカード	香川県高松市塩屋町8番地1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェーシービー ・アメリカンエクスプレス ・ダイナースクラブインターナショナル 	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	株式会社百十四ディーシーカード	香川県高松市田町11番地5	<ul style="list-style-type: none"> ・ビザ ・マスターカード 	
宇多津事務所に係る水道料金及び宇多津町から香川県広域水道企業団が受託した下水道使用料等	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	<ul style="list-style-type: none"> ・ビザ ・マスターカード ・ジェーシービー ・アメリカンエクスプレス ・ダイナースクラブ 	平成30年4月1日から